

第19回



輝け！いがっ子 フォトコンテスト作品募集！！



【募集期間】

2026 7/1 ~ 8/31



主催：伊賀市教育委員会・伊賀市青少年育成市民会議

【作品応募・問い合わせ先】

〒518-0873 伊賀市上野丸之内500 ハイピア伊賀5階

(生涯学習課付 伊賀市青少年育成市民会議)

TEL:0595-22-9637

e-mail:iga.gakushuu@gmail.com



↑伊賀市ホームページ
(募集案内)



↑応募フォーム

第19回 輝け！いがっ子フォトコンテスト 応募票（1人1点まで応募可能）

作品タイトル		
フリガナ	撮影月	年 月
応募者名（撮影者名）	応募者の年齢	歳
（応募者が学生の場合は）学校名・学年		
住所 〒		
電話番号 () -		

第19回 輝け！いがっ子

フォトコンテスト

募集要項

青少年の健全育成や「輝け！いがっ子憲章」の啓発のため、次代を担う伊賀の子どもたちの写真を募集します。

①応募内容

伊賀の子どもが被写体となっている写真

②募集期間

2026年7/1 (水) ~8/31 (月)

※郵送の場合は消印有効

③応募資格

市内在住・在勤・在学の方、伊賀市にゆかりのある方

④応募方法

ウェブフォーム、メール、郵送または持参

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで

※作品裏面に応募票を貼り付けること
(市ホームページからダウンロード可能)

※メールで提出する場合は、本文中に必要事項を記入し、添付ファイルの名称は作品タイトルとする。

※作品は返却しない。

⑤応募規定

- ・A4サイズ(210×297) ※縦横は問わない。
- ・カラーまたはモノクロ
- ・1人1点まで
- ・自作・未発表の作品
- ・被写体となる人に許可を得たものに限る。

⑥賞

最優秀賞	… 1点	賞状と副賞(3千円相当)
優秀賞	… 2点	賞状と副賞(2千円相当)
特別賞	… 1点	賞状と副賞(1千円相当)
佳作	… 10点	賞状と副賞(5百円相当)

【表彰式】

日時：2026年11月7日(土)13時～(30分程度)

場所：ハイトピア伊賀5階 多目的大研修室

⑦審査および発表

- ・伊賀市青少年育成市民会議関係者および写真の専門家にて審査する。
- ・審査結果は、2026年10月上旬(予定)に市ホームページにて発表する。

※上位入賞作品は広報いかに掲載予定

⑧作品展

入賞作品および応募作品の展示

※展示場所・応募数等により、展示方法や展示数を調整する。

※展示の際は、作品タイトルおよび撮影者の名前を表示する。

⑨個人情報等の取扱

- ・応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、採用者への通知以外の目的で使用しない。
- ・発表・展示の際には、作品タイトル・撮影者の名前・学校名および学年(撮影者が児童生徒の場合)を公表する。

⑩その他留意事項

- ・応募作品は、「輝け！いがっ子憲章」のPRや、伊賀市青少年育成市民会議の広報活動等に広く使用する。また、使用の際には、作品タイトル・撮影者の名前・学校名および学年(撮影者が児童生徒の場合)を表示する。
- ・応募作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、無償譲渡するものとし、伊賀市青少年育成市民会議に帰属するものとする。また、その使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とする。
- ・第三者の肖像権、著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品に限る。
- ・作品提出にかかる費用については、応募者の負担とする。
- ・以下の応募は選考対象とはならない。採用後に発覚した場合は採用を取り消すこととする。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載をした場合
 - ウ 採用作品が既発表のものと同じもしくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令又は本募集要項に反する場合
- ・採用作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償を提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決するものとし、伊賀市青少年育成市民会議は一切の責任を負わない。なお、採用作品に関して、伊賀市青少年育成市民会議が損害を被った場合は、損害賠償を求める。
- ・応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなす。